

年 発 1227 第 3 号  
令和 5 年 12 月 27 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長  
（公印省略）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための  
厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う  
「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関する  
ガイドラインについて（通知）」の一部改正について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 165 号）の施行に伴い、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）」（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329009 号）を別添のとおり改正し、令和 5 年 12 月 27 日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の事業主等の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

## 確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329009 号）

## 新旧対照表

新	旧
<p>(別添)</p> <p>確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン 目次</p> <p>1～6 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 加入者等への業務概況の周知 (加入者への周知)</p> <p>○ 事業主等は、加入者に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに次の a から c までの事項を、ア、イ、ウ、エ、オのいずれかの方法により周知させなければならない。（法第 73 条及び規則第 87 条参照）</p> <p>a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>b 運用の基本方針の概要等</p> <p>c 資産運用委員会を設置している場合にはその議事の概要等</p> <p>ア 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法</p> <p>イ 書面を加入者に交付する方法</p> <p>ウ <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）</u>に記録し、かつ、各設立事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> <p>エ <u>電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用</u></p>	<p>(別添)</p> <p>確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン 目次</p> <p>1～6 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 その他</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 加入者等への業務概況の周知 (加入者への周知)</p> <p>○ 事業主等は、加入者に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに次の a から c までの事項を、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法により周知させなければならない。（法第 73 条及び規則第 87 条参照）</p> <p>a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>b 運用の基本方針の概要等</p> <p>c 資産運用委員会を設置している場合にはその議事の概要等</p> <p>ア 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法</p> <p>イ 書面を加入者に交付する方法</p> <p>ウ <u>磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</u></p>

に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち以下のどちらかに該当するものにより加入者に提供する方法

- ・ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ・ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

オ その他周知が確実に行われる方法（例えば規約型企業年金の実施事業所又は基金のホームページへの掲載など）

- 事業主等は、当該規約の変更を行った場合は、速やかにその周知を行わなければならない。
- なお、事業主等は、管理運用業務に係る事項について労働組合等の同意を得るまでの議論又は理事会及び代議員会における議事の状況その他の情報についても希望があれば提供する旨を、加入者に対し、あらかじめ知らせておくことが望ましい。
- また、事業主等は運用受託機関から、その運用受託機関が行ったスチュワードシップ活動に関し報告を受けた場合には、当該報告についても、加入者に対し周知することが望ましい。
- また、加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる。
- その他、確定給付企業年金を実施する事業主は、企業の退職金制度の全体像及びその中での当該確定給付企業年金の位置づけを解説すること等も考えられる。基金においても、基金型事業主と十分に連携し情報提供を受けた上で、同様の解説をするか、あるいは、基金型事業主に同様の解説を促すことが望ましい。

エ その他周知が確実に行われる方法（例えば規約型企業年金の実施事業所又は基金のホームページへの掲載など）

- 事業主等は、当該規約の変更を行った場合は、速やかにその周知を行わなければならない。
- なお、事業主等は、管理運用業務に係る事項について労働組合等の同意を得るまでの議論又は理事会及び代議員会における議事の状況その他の情報についても希望があれば提供する旨を、加入者に対し、あらかじめ知らせておくことが望ましい。
- また、事業主等は運用受託機関から、その運用受託機関が行ったスチュワードシップ活動に関し報告を受けた場合には、当該報告についても、加入者に対し周知することが望ましい。
- また、加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる。
- その他、確定給付企業年金を実施する事業主は、企業の退職金制度の全体像及びその中での当該確定給付企業年金の位置づけを解説すること等も考えられる。基金においても、基金型事業主と十分に連携し情報提供を受けた上で、同様の解説をするか、あるいは、基金型事業主に同様の解説を促すことが望ましい。

(加入者以外の者への周知)

○ 事業主等は、ア、イ、ウ、エ、オのいずれかの方法を選択するときは、加入者以外の者（事業主等が給付又は一時金たる支給の義務を負っている者で、当該確定給付企業年金の加入者でない者）にも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。

(4) ・ (5) (略)

(加入者以外の者への周知)

○ 事業主等は、ア、イ、ウ、エのいずれかの方法を選択するときは、加入者以外の者（事業主等が給付又は一時金たる支給の義務を負っている者で、当該確定給付企業年金の加入者でない者）にも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。

(4) ・ (5) (略)